Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「批判理論」と言語 : J・ハーバーマスの「普遍語用論」をめぐって
Sub Title	The critical theory and language : on "Universal Pragmatics" of Jurgen Habermas
Author	長尾, 真理(Nagao, Mari)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1981
Jtitle	哲學 No.73 (1981. 12) ,p.151- 178
JaLC DOI	
Abstract	In recent years, the critical theory of the so-called 'Frankfurt School' has been mainly developed by Jurgen Habermas. He has succeeded to the problems of the "critique of instrumental reason" and of the "possibility of immanent critique", which were the principal tasks of the first generation of Frankfurt philosophers, and he has investigated a critical social science as a critique of ideology. In a technically advanced capitalist society, ideology is regarded as a systematic distortion involved in our ordinary communication. Habermas's critical theory is, therefore, grounded on a normative structure of a communication oriented to the idea of genuine consensus. This theme has been expanded and clarified in relation to a conception of what Habermas calls 'universal pragmatics'. In this paper, I concentrate on this 'universal pragmatics' and intend to study a significance of language in the critical theory. First, I briefly illustrate the basic perspective of Habermas's critical theory. Secondly his 'universal pragmatics' is discussed, and explained in the condition called the 'ideal speech situation' under which rational consensus is possible. And finally, the logic of discourse which grounds them is examined. In these examinations, it will be clear that Habermas attempts a new pursuit of the "possibility of immanent critique."
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000073-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「批判理論」と言語

──J•ハーバーマスの「普遍語用論」をめぐって──

長 尾 真 理*-

The Critical Theory and Language

——On "Universal Pragmatics" of Jürgen Habermas—

Mari Nagao

In recent years, the critical theory of the so-called 'Frank-furt School' has been mainly developed by Jürgen Habermas. He has succeeded to the problems of the "critique of instrumental reason" and of the "possibility of immanent critique", which were the principal tasks of the first generation of Frankfurt philosophers, and he has investigated a critical social science as a critique of ideology. In a technically advanced capitalist society, ideology is regarded as a systematic distortion involved in our ordinary communication. Habermas's critical theory is, therefore, grounded on a normative structure of a communication oriented to the idea of genuine consensus. This theme has been expanded and clarified in relation to a conception of what Habermas calls 'universal pragmatics'.

In this paper, I concentrate on this 'universal pragmatics' and intend to study a significance of language in the critical theory. First, I briefly illustrate the basic perspective of Habermas's critical theory. Secondly his 'universal pragmatics' is discussed, and explained in the condition called the 'ideal speech situation' under which rational consensus is possible. And finally, the logic of discourse which grounds them is examined. In these examinations, it will be clear that Habermas attempts a new pursuit of the "possibility of immanent critique."

^{*《}慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻,博士課程》

「批判理論」あるいは「批判的社会理論」とは、周知のとおりフランク フルト学派(Frankfurter Schule) と呼ばれる一連の思想家達が依拠する理 論的立場の総称であり,その初期の代表者にはアドルノ(Th. W. Adorno, 1903-1969) ・ホルクハイマー (M. Horkheimer, 1895-1973) ・マルクーゼ (H. Marcuse 1898-1979) 等を数えることができる. 彼等の問題領域や理 論活動の様式は共に多岐を極め、その外面上の共通項を抽出することは困 難であるが、彼等の対象へ向から姿勢は常に、「現実を支配しているもの への批判」(ホルクハイマー) によって貫かれており、 1930 年代という当 時の時代背景と相まってそこにフランクフルト学派の要諦をみることがで きる.それはまた、一定の社会秩序を基底に据えた「知識」や、それを構 成する人間の「理性」をめぐる問題としても展開されていった。とりわけ アドルノとホルクハイマーは, 近代の技術的合理性を理性の形骸化とみな し、対象の分類や単純な数量化、あるいはそれらの操作をめざす「道具的 理性」であるとして批判していったのである。更にホルクハイマーは、こ うした事態の解決を人間の労働に内在する「理性的状態への関心」の中に 求め、そうすることによって人為的に設定された超越的理念に依ることな く、「内在的批判の可能性」を基礎付けようとしたのである。それはまた、 個別諸科学との対決の姿勢を明確に打ち出すと共に、それらの成果の批判 的摂取の上に成立しており、そこに「批判理論」の特質をうかがうことが できる.

このような実証主義・操作主義批判は、その後とりわけハーバーマス (J. Habermas, 1929-) によって継承され、また60年代以降の社会科学一般の転換期を経て、「批判理論」は今日新たな展開を迎えている。ハーバーマスは、ポパー(K. R. Popper)と共に批判的合理主義の代表者であるアルバート(H. Albert)との間で行なった、所謂「実証主義論争」(1963)

年以降)を皮切りに、西ドイツ哲学界の大御所ガーダマー(H.G.Gadamer)との「解釈学論争」,機能-構造主義的社会理論の立場をとるルーマン(N. Luhmann)との「社会システム論争」等の多くの論争をとおして、現代の哲学あるいは社会科学の成果を吸収しつつ自らの「批判理論」の精緻化を図ったのだった。そこには、フランクフルト学派の所謂第一世代の思想家達にみられた一種ペシミスティックな翳りはない。むしろハーバーマスの「批判理論」は、広範な分野の諸学の成果を精力的に吸収しつつ積極的な理論構築へと向かうことによって、社会科学の世界において一種独特な位置と領域を確保しているといえるだろう。本稿ではまず、ハーバーマスがごうした新たな「批判理論」の展開を試みながらも、その中で「批判理論」に固有な問題である「内在的批判の可能性」の解明を引き受けて、その解答を一種の言語-社会理論である「普遍語用論 Universalpragmatik」の中にみい出してゆく過程を概観し、第二節以降でこの「普遍語用論」に焦点を当てて「批判理論」の基礎付けにおけるその意義を明らかにしてゆきたい。

1. 「批判理論」の基礎視角

ハーバーマスは、アドルノとポパーとの間の「実証主義論争」を受けた 初期論文、「分析的科学論と弁証法」(Habermas, 1963-b,) において、実 証主義的な分析的科学論に基礎を置く社会科学の形態として、機能主義的 体系概念を用いる理論をあげ、それを次のように特徴付けた。即ち、そのような 社会理論がめざすものは、「統語論的に拘束されている枠内で、 我 々が任意に構成する整序図式」(Habermas, 1963-b, s. 157. 邦訳 p. 163.) であり、その際には法則仮説を導くために有利な最も単純化された形態が 望まれる。こうして得られた一般命題は、適用領域、つまり「現実」との 同形性をもってその理論的有効性が証明されることになるが、それはこの 理論基盤が、観察によって得られる知覚判断にのみ委ねられていることを

示していると言える.従って分析的科学論では,社会的関係や歴史的事実 といった社会現象もすべて、自然現象と同等に観察し処理しらるという観 点に立つわけである.そして、観察によって十分に検証され経験的妥当性 を獲得した理論は、現実の状況に適用されることによって、その法則仮説 に基づく一定の「予測」を立てることを可能とする.しかしそうした予測 導出機能が、それとは疎遠な政策レベルで任意に応用されるならば、その 理論自体は、単に対象を技術的に操作するための社会技術、即ち「社会工 学」として機能し、ひいては社会の「合理的管理のための補助科学」(Habermas, 1963-b, s. 166. 邦訳 P. 172.) へと顚倒する危険性を持つと, ハ ーバーマスは指摘するのである.この実証主義的理論の特質は、認識主体 と対象をめぐる問題として更に顕著となる。というのも、実証主義的理論 の観察対象は常に主体に対して外的に存在し、世界はまさしくこう した 「事実の宇宙」として現前するとみなされるために、その際に前提となっ ている事実の構成にかかわる認識の側の問題は排除されざるを え な い か らである. ここに,「認識は実在性を記述する, という素朴な観念」(Habermas, 1968-a, s. 90. 邦訳 p. 77.) の根拠をみることができる. 一般命 題は、現実に対応して仮説的にそれを模写することで満足され、つまりは 理論的言明と事象とが素朴に対応するところに真理値をみい出すことにな る. さて, こうした「認識者から独立した世界の構造という存在論的な根 本前提」(Habermas, 1965, s. 150. 邦訳 p. 153.) に基づいて対象を抽出し、 より高度な信憑性を持つ理論への整理統合と、簡潔な仮説を導入するため の方法論の精練化とを旨とする実証主義的理論の基底に、ハーバーマス は、人間が日常生活の中で常に既に行っている対象の技術的処理行為との 相即不離の関係をみてとる. つまり彼は、言明と事象との間には、認識主 体が「前科学的」に蓄積された経験に基づいて対象といかに向き合うか、 という認識レベルでの問題が存在すると考えるのである。こうした観点か らハーバーマスは、「我々は自分の経験を一定の根本概念の体系の枠内で

アプリオリに、且つあらゆる科学に先立って組織しており、このことによって確かに科学的客観領域の形成についても予断が下されている」(Habermas, 1963-a, "Einleitung." s. 15. 邦訳 pp. 572-573.)と結論付ける. さて、この諸科学に先行する経験的指標は、研究過程の基礎付けを行なう「認識を主導する関心 erkenntnisleitendes Interesse」と呼ばれ、これを基にして独自の科学類型論が展開されることになる。その中で彼の「批判理論」もまた、諸科学に対して明確な位置を付与されるのである。

ハーバーマスの科学類型によれば、客体たる対象を技術的に操作する 「道具的行為」に対応する研究過程のカテゴリーが、「経験的分析的科学 empirisch-analytische Wissenschaft」である (Habermas, 1965, ss. 156-157. 邦訳 pp. 159-160.). この研究過程は、「対象化された過程の技術的 処理にかかわる認識関心」によって支えられており、そこからは「法則仮 説による説明的方法」によって「技術的な処理能力を拡大する情報」が抽 出される.この科学は更に、先に述べたとおり、言明と事象とを素朴に対 応させようとする独話的な関係によって特徴付けることができる。しか し実際には、対象は我々の前に所与のものとして投げ出されているのでは、 なく、認識主体の間での『先行了解』に基づいて、既に何らかの知識が共 有されているものなのである.このような観点に立つと、「客観性」や「価 値中立性」を備えるとされて来た「実証主義的理論」も、実際には研究者は 間の「先行了解」から派生した一定の価値や公準と密接に結び付いている ことがわかる. ここに、「経験的分析的科学」の背後にあって前科学的に 蓄積された経験によって担われる「一つの時代的状況の全体」、即ち「社 会的生活世界」の存在が明らかになる.従って、研究過程を主導する「認 識関心」も、この社会的生活世界内での社会的行為との関連で規制されて いると言えるのである. さてこうした社会的行為の場面では、相互主観性 の維持と拡大によって行動の指針となる合意や理解を獲得することが中心 的関心となるが、これをハーバーマスは「実践的認識関心 praktische Erkenntnisinteresse」と名付け、それに主導される科学類型を「歴史的解釈学的科学 historisch-hermeneutische Wissenschaft」としている (Habermas, 1965, ss. 157-158. 邦訳 pp. 160-161.). 解釈学的探求は、意味理解をもって「共通の伝統のもとで行為の方向付けを可能にする」知識を我々にもたらしており、社会的相互行為、つまり対話的な行為の意義を強調するところにその特質がある。しかしここにおいても、解釈者自身の知識に様々な形で浸透する「先行了解」の問題は等閑視されたまま、つまり彼自身が属する世界の解明が果たされないままに、いわば主観的に思念された意味の解明に終始するところに、「主観的に意味理解する解釈学」 (Habermas, 1963-b, s. 164. 邦訳 p. 170.) と呼ばれる所以がある。そして以上の二つの科学類型は、研究過程がその発生や運用に相即する各々の関心基盤を自らの「方法論的自己理解」に取り入れない場合には、各々が自立化されることに伴い自らに固有な方法論のみの普遍妥当性を主張する結果となる。

これらに対して、双方の科学類型を基礎付けうる「認識関心」を持ち、またそれらの科学的方法論を統一するという問題設定のもとにハーバーマスが掲げるのが、第三の科学類型としての、イデオロギー批判という性質を持った「批判的社会科学 kritische Sozialwissenschaft」なのである。従ってその方法論的特質は、対象を「客観的に意味理解する」(傍点筆者) (Habermas、1963-b、ebenda)ところにあると言えるだろう。つまり、現実に我々を取り巻くイデオロギーによって体系的に歪められたコミュニケーションを内在的に理解しつつ、その内的連関を説明するという作業を、精神分析を典例とする「自己反省」の手法を援用しつつ展開した理論が、「批判的社会科学」なのである。そこでは、「理想的言明が社会的行為一般の不変の合法則性を把握する場合」、即ちコミュニケーションの理想的な普遍形態と、「イデオロギー的に凍結されてはいるが、しかし原理的には変革可能な従属関係を把握する場合」(Habermas、1965、s. 158. 邦訳 p. 162.)、即ちコミュニケーションが体系的に歪められている状況とが峻別され、前

者の考察をとおしてコミュニケーション内に浸透した権力関係の批判的な克服がめざされることになる。このことからも明らかなように、第三の科学類型たる「批判的社会科学」は、先にあげた諸科学の「認識関心」を基礎付ける位置に立つと同時に、「意識を基底にある力への従属から解放する分析」へと導く「解放的認識関心 emanzipatorische Erkenntnisinteresse」に貫かれており(Habermas、1965、ebenda)、更に自らの「認識関心」をも自覚的に取り入れて理論構築を図るところに「批判理論」としての独自性が示されているのである。ハーバーマスがこれを、「弁証法的社会理論」と呼ぶ理由もこうした性質にあると言えるだろう。

このような「批判的社会科学」では、主体が対象を独話的に操作する という対応図式も、また単にアド・ホックな相互行為次元に集約された合 意図式も、それだけでは共に承認することはできない、それらに替わって 「批判的社会科学」が主張するのが、対応図式をも包摂し、更にその批判 的基礎付けを行なう普遍的な「合意理論」である. ハーバーマスはこれを 構成主義(Konstruktivismus)=エアランゲン学派のカムラー(W.Kamlah) やローレンツェン (P. Lorenzen) に依拠しつつ,「真理の合意理論 Konsensustheorie der Wahrheit」あるいは「真理の談合理論 Diskurstheorie der Wahrheit」として展開するのである。(これに関しては、第3節で詳述す る。) 実証主義的な真理論では,一般に言明が現実に対応してそれを再現あ るいは模写してそれと同形性が認められるところにその真理値をみい出す わけだが、それに対して「真理の合意理論」では、認識主体がある対象を 経験し、それを表現した言明内容が「真」、つまり事実であると評定され るのは、「すべての他者の潜在的同意」 を取り付けうるという 条件のもと に限られるとみなすのである (Habermas, 1971, s. 124. 邦訳 p. 202.). しかし、「事物」や「事象」に関する「言明」は、個々人の経験に依存す るものであって、その意味で主観性を帯びざるをえないわけだが、その場 合に、どのよな基準のもとに真理として誰もが納得できる「同意」を確保 しうるのだろうか. つまり, 言明の真理性を保証する条件はどこに求められるのだろうか. また,「すべての他者」の同意を獲得するとはいかなることを意味するのか. そして, そのことはそもそも可能なのだろうか.

こうした問題に関して、ハーバーマスは次のように考えて行く. まずは じめに、この同意の尺度を、事態に精通し一定の能力を備えた者の「判断 能力」と考えることができる。しかしそうすると、「判断能力」自体の 判定をめぐる合意が更に必要となって循環に陥り、その中では 独立 した 判断基準を確定することは不可能となる.次に、言明の真偽や原理の正 当性を問うこと自体が、既にそれに関する論議に参加していることを意味 しており、論議に参加しない、従ってそうした問いを提起しない者につい ては、この問題から除外せざるをえない、とする議論もあるだろう。しか しこの立場に依拠すると、論議に加わることそれ自体はなお主体の側の一 種の非合理的決断に委ねられ、従って決断主義的要素を残す結果となる. これに対してハーバーマスは、この「論議」自体が孤立してあるのではな く、体系的な生活連関に根ざしていると指摘することによって、論議への が 参加の事実やあるいはその意志の問題としてではなく、言語-行為能力を 持っていることにおいて、つまり「日常実践のコミュニケーション的に熟 達した 言語ゲームから 脱落」 (Habermas, 1973-a, s. 153. 邦訳 p. 250.) しない限りにおいて、誰もが「常に既に」理性的場面にいるのだと主張す る. こうした観点に立てば、「観察と質問のできるすべての人々」を「理 性的」と呼びうるために、合意の循環や決断主義に陥ることなく、同意を 確保しらる理性的状況が常に至る所で可能性として得られるのである。言 い換えれば、我々の日常のコミュニケーションの中に、理性に基づき話者 間の自由な行為や対話の平等性を満たす「理性的」な状況が、常に既に想 定されているとみることができると言うのである。このようにして基礎付 けられた合意が、真理基準として措定されるわけだが、そこで再度「合意 理論」は矛盾に巻き込まれるように思われる。 それは、「理性」性という

合意を基礎付けるはずの条件を承認する場合にも、やはりそれに関する合意が必要なのではないか、という異議によって生起する。即ち「『理性的』ということの『合意』への、及びその逆への相互還元(循環)は方法論的に解きえないのである」(Lorenz, 1972, 邦訳 p. 284.).

こうした反論を一応認めた上で、ハーバーマスはこの問題の解決を、 「議論の同意を獲得するための力がどこに 存在するのか」 という議論に内 在する問題の解明として引き受ける、結論を先取りするならば、ハーバー マスは、唯一合意に方向付けられた「より良き議論の力」(Habermas, 1973-b, s. 240.) が存在するとするならば、それは 実際には実現不可能な 理想状況――つまり純粋な相互主観性に基づいた理想的なコミュニケーシ ョン状況――においてのみ可能となると考えるのである.しかし,そのよ うな理想状況の先取りは決して「虚構」ではない、ハーバーマスは、それ が社会化の過程をとおして,言語-行為能力を備えた すべての主体に コミ ュニケーションを自由に行いうる能力として内属し、実際に人々を合理的 に動機付けらる力として作用していると考えるからである。つまり、個人 は「コミュニケーション能力 kommunikative Kompetenz」を持つとい うことにおいて、潜在的に「理想的発話状況 ideale Sprechsituation」を **先取りしていることになる**. そして, そうした能力を持つ諸個人間の対話 の中に、合意をめざす力が存在するとみることができるわけである。そう 考えるならば、「理性」とは その「理想的発話状況」の先取りによって 動 機付けられ諸個人に内面化された、一種の志向性とみることができるだろ う. そしてこのような視角を持つことで初めて、「批判理論」の課題であ る「体系的に歪められたコミュニケーション」からの解放へ向かうための 足がかりが得られるのである.というのも,そうしたコミュニケーション においては既に何らかの強制力が作用しているために「偽」なる合意しか 獲得されえないにもかかわらず、それを導いた当事者自身はそれを「偽」 であると認めえないまま、「擬似コミュニケーション Pseudokommunikation」に依存し続けている。それに加えてこのコミュニケーションが外部からの観察によって矯正されることは、その発話主体が常に当のコミュニケーションの参加者である以上不可能である。従って、コミュニケーションの歪みを把えてそれを修正すること、そしてその作業が言語特有の循環性を免れうるためには、当該のコミュニケーションの参加者自身が備える潜在的知識に訴える方法、即ち、先取りされた「理想的発話状況」との関連において合意の虚偽性を把えることが、唯一可能な途として残されるのである。ハーバーマスは次のように述べている。「相互理解の相互主観性がどれ程歪められていたとしても、理想的発話状況の企図は、必然的に潜在的発話の構造に包含されている。というのもすべての発話は、意図的に欺瞞的な発話でさえ、真理の観念に方向付けられているからである。」(Habermas, 1970-c, p. 372.)

コミュニケーションの体系的な歪みを内在的に理解しながら、その法則的連関を説明的に把握することによって、成員自身の自覚的な変革を促すこと、これがハーバーマスの「批判理論」の主眼点であったが、ここで「批判理論」は新たな基礎付けを獲得することになる。つまりそれは、言語を媒体としたコミュニケーション行為に内在する「理想的発話状況」の普遍的条件を追構成することに向けられるのである。そしてそれは同時に、個人の側の「コミュニケーション能力」を追構成する過程とも言えるわけである。このような課題を受けてハーバーマスが展開するのが、「普遍語用論 Universalpragmatik」であるが、次節ではこの「普遍語用論」の構想を概観しながら、それが「批判理論」の新たな基礎付けにおいて、いかなる意味を持つのかを考えてみたい。

2. 「普遍語用論」概説

まず本題に入る前に、ハーバーマスが提唱する「普遍語用論」と「言語学 Linguistik」一般との相違を明らかにしておかなければならない.「普遍

語用論」は先に述べたとおり、一定の社会成員の間で合理的に動機付けら れた対話によって生み出されるとされる理性的状況を基礎付けようとする のであるから,対話関係としてのコミュニケーション行為自体を,理論対 象としなければならない.ここに、「普遍語用論」が「コミュニケーション 能力論」として展開される必然性がある、更に、合意をめざすコミュニケ ーションの普遍的条件を追構成することが目的であるために、具体的な対 話状況における様々な変動成分を排して、話者間で文を用いる対話形態で ある「談話状況の一般的構造」だけを抽出することが必要である。これは 「基本的発話 elementare Äußerung」と呼ばれ、「普遍語用論の対象領域 の基礎単位」(Habermas, 1971, s. 107. 邦訳 pp. 177-178.) とされてい る. これに対して言語学では、文の使用に関する問題は除外され、そこに おける言語表現がその対象領域とみなされるのである. つまり従来の言語 学、とりわけ「言語分析的科学論」や「構造主義言語学」では、記号間の 関係を扱う「統語論 syntax」 次元において文の変形規則を再構成するこ とが理論の目的であり、その運用、即ち記号と人間との関係にかかわる 「語用論 pragmatics」次元は、経験的なものとして排除されてきたので ある。従ってハーバーマスが意図したことは、そうした言語学の状況から みれば、 具体的談話を対象とする 単なる「経験的語用論」を越えて、「談 話, 即ち発話における文の使用」(Habermas, 1976-a, s. 180.) の形式的 条件を普遍的な形で考察する「普遍語用論」の創出にあったと言えるだろ う.

ところで、言語学の領域で人間の言語活動を「能力」という観点から把えたのはチョムスキー(N. Chomsky)であった。彼は言語生成規則の体系を自由に操る話者の潜在的知識を「言語能力 linguistic competence」として把え、更にそれを「言語運用 linguistic performance」から区別して、「言語能力論」の構成に言語学固有の課題をみたのである。 その場合には、話者が具体的状況において言語を使用すること、つまり「言語運用」

の問題は、経験的なものとしてその理論的考察の対象から外されることに なる、そのために「言語能力論」では、相互のコミュニケーション過程を とおして形成されるはずの意味が、あらかじめ設定されたコードに還元さ れてしまうことになる. ハーバーマスは「普遍語用論」を展開するにあた って、まずこの、言語学の対象たる「言語能力」と、経験的領域に押しや られた「言語運用」という二分法の批判として、彼の「コミュニケーショ ン能力論」を位置付けることから着手している。つまりハーバーマスは、 「言語能力論」だけでは「様々な談話状況の一般的構造自体が,更に言語 行為によっても創り出されている」(Habermas, 1971, s. 101. 邦訳 p. 171.) という事情が考慮されていないことを指摘するのである。そこでハーバー マス自身はチョムスキーの「言語能力論」と対応させながら、言語の運用 面における対話的な性格を明らかにすべく、話者と聞き手の間にコミ ュニケーション状況を自由に設定する話者の潜在的知識として「コミュニ ケーション能力」を設定することになる. このような、コミュニケーショ ン状況を創出する対話者間の、いわばメタ・コミュニケーション的構成要 素は、相互理解を可能にする相互主観的な対話構造自体を設定すると同時 に、それを叙述する力を持つとみなされている(Habermas, 1970-c, p.369.). こうした能力を措定することによって、単に抽象的な「言語規則」を習得 するだけでは不可能だった状況の対話的な連関の把握とそれへの参与が 果たされることになる. ハーバーマスはここに、言語の運用面、つまり語 用論次元を普遍理論として展開する「コミュニケーション能力論」の意義 を主張するわけである. それでは、このような「コミュニケーション能 力」の存在はどのようにして証明しうるのだろうか. ハーバーマスはそれ を、発話主体の社会化における自我形成過程との関係で解明してみせるの である.

人間は社会化をとおして言語の使用法を習得し、それに相即して自我を確立するが、ハーバーマスによればこの自我形成は、四つの「実在関係

Realitätsbezüge」に対する自我の境界設定として把えらるとされている. 即ち、(a) 知覚される 外的実在=外的自然の客観性、(b) 志向として 表現 される 内的実在=内的自然の主観性, (c) 社会的・文化的に 承認された規 範的現実=社会の規範性. これらに対して自己自身を境界付けながら, 同 時に相互浸透的に開かれることによって、自我形成が完了する. もちろん この過程は言語発達の諸段階と連関することにより、先の実在関係全体は 更に、(d)言語の相互主観性によって包絡されているとみることができる (Habermas, 1974, s. 332. ff.). こうした自我形成を前提にして行なわれ るコミュニケーションが、歪みや断絶を招かずに基本的に合意をめざして いる限り、そこで使用される談話は上記の実在関係に対応する一定の「妥 当請求 Geltungsansprüche」を満たしていることになる. つまり(a') 命 題内容が外的実在を真に叙述しているとする「真理性請求 Wahrheitsanspruch」(b') 表明された 志向が 話者の内的実在を誠実に表出していると する「誠実性請求 Wahrhaftigkeitsanspruch」(c') その 発話行為自体が 社会的規範に適切に従ったものとして話者と聞き手の間に相互関係を生み 出しうるとする「適切性請求 Richtigkeitsanspruch」という三つの妥当請 求が行なわれるわけである (Habermas, 1976-a, s. 207.). また, 談話に おいて発話が話者と聞き手の双方にとって理解可能であるためには、発話 が一定の文法規則に従って使用されていなければならないのだから、更に (d')「理解可能性請求 Verständlichkeitsanspruch」 が認められるはずで ある. この「理解可能性請求」は、唯一言語内在的な請求である と 同 時 に, 先の三つの妥当請求を可能とする言語固有のレベルでの前提条件とも 言えるものである (Habermas, 1973-b, s. 222.). 狭義の「言語能力」 が 履行しうるのは、従ってこの「理解可能性請求」に限られるわけだが、他 の三つの妥当請求を固有の機能領域として現われるのが「コミュニケーシ ョン能力」ということになる.ここに、ハーバーマスが「コミュニケーシ ョン能力」を「言語能力」から区別した根拠が明らかになるだろう. さて,

「批判理論」と言語

この「コミュニケーション能力」によって担われる発話行為は、三つの妥当請求を履行するためにそれらに対応する機能、即ち(a'') 叙述機能、(b'') 志向表現機能、(c'') 相互関係創出機能(伝達機能)を持つことになる。そしてこれらは、発話行為の基本単位である「談話」(これに関しては、後に説明を行なう。)において(a''') 命題文(propositionale Sätze)(b''') 志向的表現(intentionale Ausdrücke)(c''') 遂行文(performative Sätze)という形で構造化されているのであり(Habermas、1976-a、s. 208.),従って「談話」をこれらの三側面から追構成することが、「コミュニケーション能力論」としての「普遍語用論」の課題となるのである。言い換えるならば、狭義の言語学によって暗黙の前提とされてきた発話行為にかかわる問題を「コミュニケーション能力論」の対象領域として確保し、それを解明することによって、「普遍語用論」は自らの理論基盤を確立したと言えるのである。

(図-1)

実在関係	妥当請求	発話行為の 一般機能	「談話」内での 表示形態	理論局面
外的自然 内的自然	真 理 性 誠 実 性	叙 述 志向表現	命 題 文 志向的表現	要素命題理論 志向表現理論
社会的規範 言 語	適 切 性 理解可能性	伝 達 ——	遂 行 文 ——	談話内行為理論

さて、このような「談話」構造の分析は、今まで所謂「日常言語学派」を中心とする発話行為論によって展開されてきているが、そうした従来の発話行為論は、後期ヴィトゲンシュタイン(L. Wittgenstein)の思想を継承して言語の意味をその用法に還元するために、多くの場合、命題内容固有の真理性の問題を閑却したり、あるいは道具的行為としての合目的的行為をモデルにして理論形成を行なう 結果となる(Habermas、1976-a、ss. 182-183.)。これに対してハーバーマスは、一方でそうした問題関心を

評価しその成果を援用しつつも、命題内容の真理性をも基礎付ける形で、コミュニケーション行為として発話行為を把えようと試み、それを、合意獲得を唯一の目的とするものとして設定された規範構造の問題から、即ち「談話の妥当基礎 Geltungsbasis」から追構成しようとするのである。それはまた、彼が単に制度的慣習に依存した発話行為ではなく、「制度的に拘束されていない発話行為 institutionell ungebundene Sprechakte」に照準を合わせる理由でもある。ともあれそこに、発話行為を社会成員の対話関係として理論的に追構成しようとするハーバーマスの問題意識をうかがうことができるのである。

このようにして「普遍語用論」における発話行為の考察は、合意をめざすコミュニケーションの前提である四つの妥当請求——ハーバーマスの用語によれば「背景的合意 Hintergrundkonsensus」——の構造の追構成へと方向付けられることになる。 その中で、「理解可能性請求」は、 先にみた意味でコミュニケーションの前提条件としてひとまず機能しえているとみなし、他の三つの妥当請求を取り上げると、それらにかかわる談話の三機能(図-1参照)を分析するための理論局面が区別されうる。 (a°)要素命題理論(Theorie des Elementarsatzes)(b°) 志向表現理論(Theorie des intentionalen Ausdrucks)(c°) 談話内行為理論(Theorie der illokutiven Akte)(Habermas, 1976-a, s. 215.)。 これらが 各々の理論局面を構成することになるが、「普遍語用論」では対話者間の相互関係の創出に関連する「談話内行為理論」が、分析の中心的局面とみなされる。

「談話内行為」という概念を「発話行為論」において展開したオースティン (J. L. Austin) はそれを、「話者が何かを語ることにおいて遂行する行為 an act in saying something」であると説明した(Austin, 1968, pp. 94–102. 邦訳 pp. 164–184.). ハーバーマスはそれを、次のような例をもって示している. 即ち、「私は君に明日行くことを約束する. Ich verspreche dir, $da\beta$ ich morgen kommen werde.」という談話において、

強調を施した「私は君に……ことを約束する. Ich verspreche dir, $da\beta$ ……」という部分は、「私は明日行く」という命題内容を表明すると共に、 聞き手との間に約束という「行為」を行っている。つまり対話者の間に相 互関係を創出しているとみることができる (Habermas, 1976-a, s. 217.). 以上のことからわかるように、発話行為における「談話」は、相互了解を 可能とする関係の調整を図り、「コミュニケーションの様相」を創出する 「談話内的構成要素」と、命題内容を現わす「命題的構成要素」(Habermas, 1976-a, ebenda) という二つの要素によって形成されているわけである. この二つの構成要素が「談話」において完全に言語化されているものが、 「明示的発話行為 explizite Sprechhandlung」として発話行為論の基本 単位となる.このうち(1)命題内容の部分は,「世界内の諸対象のレベル」 と呼ばれ、いわば交換されるべき情報がここに表示される.(2)他方 その命題内容について、 話者と 聞き手が 相互に 了解し合う「相互主観的 レベル」、 つまり話者間の関係を確立する メタ・コミュニケーションレベ ルが存在するのであって、コミュニケーションが成功裏に達成されるため には、その情報交換のレベルと、相互主観性のレベル双方が、同時に充足 されていることが必要となる. これは 「談話の二重構造 Doppelstruktur der Rede」と呼ばれるものであって、つまり、「ある内容についてのコミ ュニケーションを、コミュニケートされる内容の使用意味についてのメ タ・コミュニケーションと結び付けなければならない」(Habermas, 1974, s. 334.) という要請である. それは、合意のための規範構造という観点か らみれば、命題内容が真であるという請求=「真理性請求」は、その伝達 が社会的規範に照らして適切であるという請求=「適切性請求」に基礎付け られていなければならない、という主張になる. (ハーバーマスはこうした 真理性の把握をもって「真理の合意理論」と名付けたのである.)この「談 話の二重構造」に加えてまた、発話自体が話者によって誠実に遂行されて いるとする「誠実性請求」もコミュニケーションを支える重要な要素とい

える.

一つの談話構造の中では、これらの妥当請求は相互に結合されたまま現われるが、実際の発話場面ではそれらの妥当請求のうちのいずれかが、特に前面に出されて主題化されることになる。例えば、「私は君に地球はまるいと主張する.」と言った場合、我々は「主張する」という行為を行っているわけだが、それ以上に「地球はまるい」という命題の真理性レベルにこの談話の中心がある。他方、「私は君に明日行くことを命令する.」と言った場合には、命題内容よりもむしろ話者が聞き手に対して命令を下すという行為が適切であるという主張に基づき、相互の関係が確立ないしは確認されたとみることができるのである。ハーバーマスは、これらに用いられる言語使用と、そこでの発話のタイプとを各々次のように区別している(Habermas, 1976-a, s. 246.).

(図-2)

妥	当 請	求	言言	語 使	用	発	話行	為
真	理	性	 認	知	的	 確	認	的
誠	実	性	表	出	的	表	自	的
適	切	性	相互	行 為	的	規	制	的

それでは、上記のように各々の妥当請求に対応する言語使用と発話行為の類型が確定されているということは、何を意味するのだろうか、我々は日常のコミュニケーションの中では、これらの妥当請求を「背景的合意」として暗黙のうちに常に既に前提しており、それらを話題にすることもない。しかし、もしもこの「背景的合意」が崩れるか、あるいは歪められていることが確認されたならばどうだろうか。その時には我々は、妥当請求を個々に再吟味し、内外からの強制力を排除することによって、再び合意へ方向付けられたコミュニケーション状況へと軌道修正を行なわなければならない。そのためには、妥当請求をそれぞれ個別に主題化しうる一種の

言語内的装置が必要となるのである.従ってハーバーマスの言語使用,並びに発話行為の類型化は,こうした配慮のもとに想定された形式であるとみることができるだろう.(なおこの問題に関しては,第3節で「談合の論理」として展開される.)以上,合意をめざすコミュニケーション状況が満たすべき「背景的合意」の構造をめぐって考察をすすめたが,このような構造を持つ談話が効力を持って実際のコミュニケーションを成立させるための必要条件を,更に検討していくことにしよう.

さて、談話自体が実際に理解されるためには、聞き手の側にも一定の能 力が前提されなければならない、つまり聞き手は基本的に話者と同じ能力 を持つ必要があるのである. 即ち(1') 話者によって表明された談話内に ある命題内容と同じ命題内容を持つ言明文を使用する能力, (2') 同様に同 じ遂行表現の文を 使用する能力(Habermas, 1976-a, ss. 232-233.)がそ れである。また先に述べたように、発話行為自体が制度的に拘束されてい ないということは、対話者間の結び付きが単に制度的慣習に依ることな く,発話行為に際して話者が妥当請求を介して「一定の義務関係」――こ れをハーバーマスは Engagement という用語で現わしている——を遂行 し、聞き手との間に信頼関係を維持しうることが前提とならなければなら ない、このように、話者の側に発話に伴って現われる「義務関係」には、 (a) 真理性請求に対して遂行されるべき、経験による「基礎付け義務 Begründungsverpflichtung」(b) 誠実性請求に対して果たされる。 行為連 関の一貫性による「確証義務 Bewährungsverpflichtung」(c') 適切性請 求に対する、 規範の脈絡による「正当化義務 Rechtfertigungsverpflichtung」(Habermas, 1976-a, s. 249.ff.) という三種があげられる. 通常の コミュニケーションでは、こうした義務の履行による妥当請求の「認知的 再吟味」が相互行為の脈絡において直接に果たされ、それによって「談話 内行為」を維持することができる. しかしそうした再吟味によっても解消 しえない問題が生じたり、何らかの強制力によって相互行為自体が妨げら れるような場合には、新たに「談合 Diskurs」による妥当請求自体の主題 化が必要となる、とハーバーマスは述べる。この「談合」とはいかなるも のかが、次に問われなければならないが、「談話内行為」の合理的な基礎 付けをはじめ、「理想的発話状況」あるいは「より良い議論の力」といっ たハーバーマスの鍵概念は、すべてこの「談合の論理」に依拠しており、 最終的に「普遍語用論」の把握はあげてこの「談合の論理」の解明にかか っているといえる。そこで、この点に関しては、節を改めて検討すること にしたい。

3. 「談合」の論理

合意をめざすコミュニケーションが生起しまたそれが妨げられないため の前提は,前節でみたとおり,発話-行為主体によって 履行される 四つの 「実在関係」に根ざした妥当請求が各々合理的に効力を持ち、且つ場合によ っては批判的に再吟味が可能であることにあった. 従って、対話者間の相 **互行為が妨げられたり、それらの「背景的合意」が動揺を来たした場合に** は、――コミュニケーションを断念したり、詐欺などの「戦略的行為 strategische Handlungen」に移行するのでない限り――素朴に前提されてき た妥当請求自体を主題化し、検討を加えなければならない、そして場合に 応じて新たな基礎付けや修正、あるいは解消による別の根拠付けによっ て、再び了解関係を回復させなければならない。そのために行なわれるべ く要請されるのが「談合」なのである.従って「談合」が遂行される場合 には、コミュニケーション固有の情報交換の流れは一時中断され、当該の 妥当請求だけに討議が集中することになる. しか しな がら, 妥当請求が 主題化されるといっても、 それら すべてに対して 「談合による履行 diskursive Einlösung」が可能であるわけではない.「理解可能性請求」は, 前記の意味でコミュニケーションの前提条件であって,一般にコミュニケ ーションが成立している場では、既に事実的に履行されている と 言 える

し、また「誠実性請求」にあっては、「談合」においてではなくむしろ言 動の一貫性によって履行・修正されるべきものである (Habermas, 1976a, ss. 221-222.). 従って「談合」による履行の対象は,「真理性請求」と 「適切性請求」となり、各々主題化される請求に応じて「理論的談合 theoretischer Diskurs」,「実践的談合 praktischer Diskurs」と呼ばれること になる. さてその中で「真理性請求」は既に指摘したとおり、外的実在に 関して言明が主張する事実をめぐって提起されるために、それを主題化す る「理論的談合」においても、その命題内容の真偽が問われるに留まるが、 これに対して「実践的談合」では、実際に発話行為が依拠している社会的 に承認された諸規範をめぐる「適切性請求」が対象であるために、結果的 に「現実(すなわち社会のシンボル的実在)に対して批判的にふるまう」 ことが可能となる(Habermas, 1973-b, s. 229.). また, 「実践的談合」で 討議に付される規範の問題は、外的実在の認識自体をも規定するものであ るから、ここにおいても「理論的談合」を基礎付けるという課題を合わせ 持つ「実践的談合」の構造解明が、「普遍語用論」を把握するにあたって の礎石となるといえる. それでは妥当請求が「談合によって履行される」 とは、どのような状況を指すのだろうか.

「理論的談合」の場合には、観察によって導かれた法則仮説の妥当性は、通常の場合と同じく「帰納原理 Induktionsprinzip」によって履行することができる。他方「実践的談合」において「適切性請求」を履行・修正するのに用いられるのが「普遍化原理 Universalisierungsprinzip」と呼ばれる手続きであるが、この「普遍化原理」を理解するためには、まず「真理の合意理論」における命題の真理性の条件が、「他のすべての人々の潜在的な同意」にあったことを想起する必要があるだろう。つまり、ハーバーマスの言うところの「普遍化の原理」とは、正当性の判断基準が、コミュニケーションをとおして共有された、すべての人々に普遍的に認められる欲求に基づいていることを示すものであり、潜在的な参加者も含め

すべての「談合」参加者の合意に基づいてはじめて、規範内容 やその 妥当領域の適切性が判断されうることを意味しているのである(Habermas, 1973-b, ss. 244-251.). このように、「談合」が真の合意をめざして機能するためには、すべての参加者の合理的承認に基づく強制力が実現されていることが前提となるが、これをハーバーマスは「より良き議論の強制なき強制」(Habermas, 1973-b, s. 240.)と呼ぶのである.この「議論の力」が個々人に内面化されることによって、彼等を「合理的に動機付ける」力となることは、先にみたとおりである.

このように「実践的談合」では、主題化された行為規範がその普遍性に おいて検討されるわけだが、その過程では行為規範を基礎付ける言語体系 自体も、 同時に対象化され、 履行あるいは修正が施される. 従って 「談 合」は実質的に言語批判の機能を合わせ持つことになる.このようにハー バーマスは「談合」に幾つかのレベルを設定したが、これらは認識主体、 及び 行為主体が 自己反省へと向から、「段階的ラディカル化」を示してい るとされる.「実践的談合」に固有な諸段階を取り上げてみると,まず(i) 妥当請求を 主題化して「談合」に入り,(ii)それらに 論証を与え,(iii) 更に言語あるいは概念体系の検討へと移行し、最終的に(iv)我々の欲求 構造が、知識や能力状況へ依存していることへの反省、つまり行為主体の 自己反省へと至るとされるのである (Habermas, 1973-b, ss. 253-254.) 「談 合しへの参加者は、これらの談合レベルの間を「自由に移動」しながら、 主題化された妥当請求を様々なレベルから十分に論議し尽くすことができ るわけである。しかしながら、こうした自由な移動による討議の結果が、 妥当請求の履行の基準として保証されるか否かは、最終的には「談合」自 体が備えるべき幾つかの形式的性質に委ねられることになる.この最も根 源的な談話の形式的性質を、ハーバーマスは「理想的発話状況の性質 Eigenschaften einer idealen Sprechsituation (Habermas, 1973-b, s. 255.) と名付けるのであるが、それではどのような状況が、談話にとって「理想 的」と言いうるのだろうか.

ハーバーマスは その メルクマールとして, 「コミュニケーションが外的 に不確実な作用によって妨げられないばかりでなく、コミュニケーション 自体の構造から生ずる強制からも妨げられない」(Habermas, 1973-b, ebenda) ことをあげ、これを満たすことによって、体系的に歪められたコ ミュニケーションを排除しうるとするのである. これはまた,すべての 「談話」参加者に対し、「発話行為を選択し遂行するチャンス」 が平等に 与えられている状態でもある. このような,一般的な平等への要求に基づ き,「理想的発話状況」は次の四つの条件を満たすことが要求されている. (1)「談合」の潜在的参加者がコミュニケーション的発話行為を使用する 機会を平等に持ち、いつでも「談合」を開始しうること、(2)全参加者 が釈義・主張・弁明を行ない、またそれらの妥当請求を問題化して、それ を否認したり 新たに基礎付けたりする 機会を平等に持つこと. (3) 全参 加者が、表自的発話行為の使用によって、自分の志向を自他に対して明確 にしうること. (4) 全参加者が 規制的発話行為の使用によって、 一部の 成員による一方的な義務付けの特権化を排除しらること. このうち(1) と(4)は「談合」を成立させるための前提条件であり、(2)の「談話 平等の公準」は「談合」自体の性質を、(3)の「誠実性の公準」は「談 合」の参加者に要請される純粋なコミュニケーション行為の形式的性質を 示すものである (Habermas, 1973-b, ss. 255-256.). そして, 以上の諸条 件を満たすことによって、「理想的発話状況」 が成立することになる. 従 って,これらの諸条件を備えた「談合」によって導かれた合意は,合理的 に動機付けられた参加者の公平な討論に基づく「真」の合意とみなされら るし、また逆に、獲得された合意が「真」であるか否かは、それを導いた 議論自体が、先の「理想的発話状況」の形式的性質を充足していたかどう かで判断されうるのである. つまり、「理想的発話状況」を想定すること は、「真」なる合意という主張を満足させるだけではなく、その合意の「批

判的尺度」としても機能しうるわけである。それに加えてまた、我々の日常生活も縦横に張り巡らされたコミュニケーションによって支えられているのだから、先の諸前提は更に、「理想的な生活形式の諸条件」(Habermas, 1971, s. 139. 邦訳 p. 222.) を現わしているとも言えるのである。

しかし実際には、我々を取り巻く言語コミュニケーション状況は、内外 からの強制力を反映して歪みを生じており、その歪みを実質的に是正する ためには「談合」における「言語批判」を待たなければならない以上、そ うした「言語」による「理想的発話状況」の「先取り」はそもそも不可能 ではないのだろうか、そう考えるならば、「理想的発話状況」という概念 自体が、「批判理論」がそれに立脚することを 拒絶するべき 単なる超越的 理念へと堕することになるだろう.このような疑問に対してハーバーマス は,「理想的発話状況」とは,「談合」を交す限り参加者によって「常に既 に」想定されている状況なのだと説明する.こうした連関は、唯一「理想 的発話状況」に留まらず、発話行為の様々なレベルで認められる性質なの である、例えば、社会的諸規範に対する妥当請求が「談合によって履行」 されるであろうという期待は、「相互主観性の構造の中に 既に 含まれてい る」(Habermas, 1973-a, s. 152. 邦訳 p. 177.) と言いうるし、また我々が 他者と対話関係に入る場合にも、相手の「コミュニケーション能力」を既 に前提することにおいてコミュニケーションを開始しているわけである. このように、言語に固有ないわば超越論的性質に立脚し「理想的発話状 況」を先取りすることによって、発話-行為能力を備えた主体が自らの能 力を駆使し、コミュニケーションの歪みを克服する途が拓かれる のであ る. 実際に円滑なコミュニケーションが妨げられている社会にあっても, 常に「真」の合意を確保しうる能力と、現実に達成された合意を批判的に 再吟味する可能性が、日常のコミュニケーション過程に内在していること がここに明示されたと言えるだろう.

ハーバーマスは、このような「理想的発話状況」を「構成的仮象 konstitu-

tiver Schein」として特徴付ける. それは,発話行為を根底で常に支えながらも,現実には達成されていない状況であるということを意味している. そうした「理想化された対話形式」が達成される時に初めて,「人間のコミュニケーションは支配なき万人の万人との対話へと発展」し,そこに「解放された社会」が成立する (Habermas, 1965, s. 164. 邦訳 p. 167.) ことになるだろうが,その実現が不可能であるに留まる限り,それはあるべき姿として,現状の批判的吟味の尺度として機能するわけである.

ハーバーマスのこうした問題設定は、また、「後期資本主義社会」の構造的特質との関連において、一層重要な意味を持つと思われる。例えば、そこにおける「公共的」討論は、政治過程への批判的機能を失い、逆に技術的支配体系と結び付くことによってイデオロギー性を色濃く帯びているにもかかわらず、自らの規範体系の正統性を主張し、同時にその批判的検討を回避するという機能を合わせ持つと考えられる。従って、「イデオロギー批判」の立場に立つ「批判理論」は「事実対抗的」な想定のもとで形成される規範体系との対比においてのみ、そうした権力装置のイデオロギー性を捉え、批判する可能性を得るわけである。ともあれ、このような「構成的仮象」としての「理想的発話状況」の先取りを、コミュニケーション能力を持つ話者による発話行為一般の構造の内にみい出すことによって、「普遍語用論」は、「内在的批判はいかにして可能か」という「批判理論」固有の問題に、新たな解答を与えたのである。そしてそれはまた、現実的状況との対応において、一つのアクチュアルな意義を持つ理論と言えるわけである。

以上、ハーバーマスによって新たな展開をみた「批判理論」を取り上げ、それに固有な「内在的批判の可能性」の追究という観点から概 観 してみた、ハーバーマスによる諸科学の分析や「批判理論」自体に対して、あるいは「普遍語用論」という理論設定に関しては、様々な分野の論客達から

多くの評価や批判が寄せられている。とりわけ、ハーバーマスや構成主義=エアランゲン学派の研究者達が提唱する「真理の合意理論」に対する関心は高く、従来の「対応理論」や「明証理論」と並ぶ新たな「真理論」として、現在注目を集めている。(詳しくは Gunnar Skirbekk (Hrsg.): Wahrheitstheorien. Suhrkamp. 1977. 編者序文参照.) しかし、個々の論点にあたることは、紙面の関係上割愛せざるをえない。本稿の眼目は、ハーバーマスが「普遍語用論」設定へと至る必然性を、「批判理論」の基礎視角の中に探ることにあった。

註

- (1) 本文中の引用文献については、すべて引用後の括弧内に、著者名・刊行年次・引用された原文の頁数、の順で記し、翻訳のあるものについては、その後に邦訳書の頁数を付記した。書名は本稿の最後に一覧された参考文献の刊行年次によって検索されたい、なお、訳語・訳文については筆者の見解によって適宜修正を加えた。また引用文中の強調は、特にことわりのない限り、原文によるものとする。
- (2) ハーバーマスの行なった論争はすべて,こうした諸科学の普遍性要求を,各々の理論に特有の「権利主張に即して内在的に批判」する過程であったとみることができる.これらの論争で交された論文については,以下の論文集にまとめられている. (実証主義論争は除く.) Hermeneutik und Ideologiekritik. Suhrkamp. 1971., Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie. Suhrkamp. 1971.
- (3) これは、構成主義=エアランゲン学派のカムラー (W. Kamlah) 及びローレンツェン (P. Lorenzen) による「理性」性の確定に関する解決案として、ハーバーマスが例示したものである.
- (4) アーペル (K. O. Apel) は、こうした相互主観的な 合意を 前提としたうえで、 それを理想的な「コミュニケーション共同体 Kommunikationsgemeinschaft」の中に位置付けようと試みている.
- (5) 決断主義に関する詳しい論及は Habermas, 1963-b, s. 170. ff. 邦訳 p. 175. 以降及び Habermas, 1976-b, を参照.
- (6) もちろんコミュニケーション行為は、言語以外の形で、例えば「非口頭言語的行為 nicht-verbalisierte Handlungen」や「身体に結び付いた情動表現

「批判理論」と言語

- leibgebundene expressive Äußerungen」としても行なわれるが、これらの根底にはやはり言語的表明が含意されていると考えられる。従ってコミュニケーション行為の考察は、発話行為の標準形式を対象として行なわれることになる。
- (7) その後、この語用論次元の問題は、オースティン (J. L. Austin) やサール (J. R. Searle) 等の「日常言語学派」の研究者達によって、「発話行為論」 として、展開されている、ハーバーマスも基本的に彼等の立論に依拠することになるが、それに関しては後で扱う.
- (8) ハーバーマスは、自我形成と結び付いた言語発達の諸段階を、発話と行為の 分化及び発話と認知統合をメルクマールとして、それをピアジェ (J. Piaget) による認知発達過程の分類に従って展開している。これについては、Habermas、1974、ss. 340-344. 及び Habermas、1976、"Moralentwicklung und Ich-Identität." In: Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus、 Suhrkamp. ss. 63-91. 参照.
- (9) もちろん、三種の機能すべてを備えて表出される談話は、いわば談話の理念型であり、現実のコミュニケーションの中では、それらはしばしば縮約した形で現われる。発話行為の分析においてはこれらの諸機能が明示されている必要があるが、その理由は追って明らかになるはずである。
- (10) 従って談話内行為の中には、地位や階層といった社会的諸規範をはじめとして、伝統的な拘束力など多くの合意以外の強制力が作用している。日常の談話の中に既に「政治言語の胚珠」をみることができる(栗原彬)という指摘も、こうした点を根拠としているのである。その意味でも「談話内行為」の解明は、イデオロギー批判の基礎付けたる「普遍語用論」の要点と考えることができるだろう。
- (11) この意味で「誠実性請求」は、「非談合的 nicht-diskursiv」な妥当請求と呼ばれている。しかしハーバーマスは、行為連関の中で自らを再吟味するというこの性質は、精神分析医と 患者の間の 治療過程で 最も顕著になると考えており、それを「談合以下」であると共に「談合以上」の特質を備えた「治癒的談合 therapeutischer Diskurs」として現わすのである(Habermas、1963-a、"Einleitung、"ss. 29-30. 邦訳 pp. 595-597.)。この「治癒的談合」はハーバーマスの精神分析に対する評価と共に、「批判理論」において特異な位置を占める問題であると思われるが、本稿ではこの点に関しては立ち入らない。
- (12) しかし そのように 考えることは、「理論的談合」の固有性を決して否定する

- ものでは**ない**.「理論的談合」が確保している対象領域と論理構造は,「実践的談合」のそれに還元されえないものなのである.
- (13) 「普遍化可能性」の原理については、ヘアー (R.M.Hare) によって解明され、 以後実践的哲学の流れをくみ 言語の意義を重視する 構成主義=エアランゲン 学派の哲学・倫理学者達によってしばしば論じられてきている。ハーバーマ スも彼等と問題関心を共有しており、彼等の諸説に対する論究も 少な くない。(Habermas, 1973-a; 1973-b; 1976-b, 等参照。)
- (14) ハーバーマスは「帰納原理」及び「普遍化原理」を導出するにあたって、トゥールミン (St. Toulmin) による論証構造の解明によって設定された「論証図式」を援用しながら説明を行なう. 詳細は、Habermas, 1973-b, ss. 238-252. 参照.
- (15) このような歪みのないコミュニケーションを基盤とした社会において、その成員は成熟を約束され、完全に「理性」的な状態に到達しうるとされる. 従ってそうした社会へ、言い換えれば人間の成年性 (Mündigkeit) への移行過程を、ハーバーマスは社会進化として把えている.

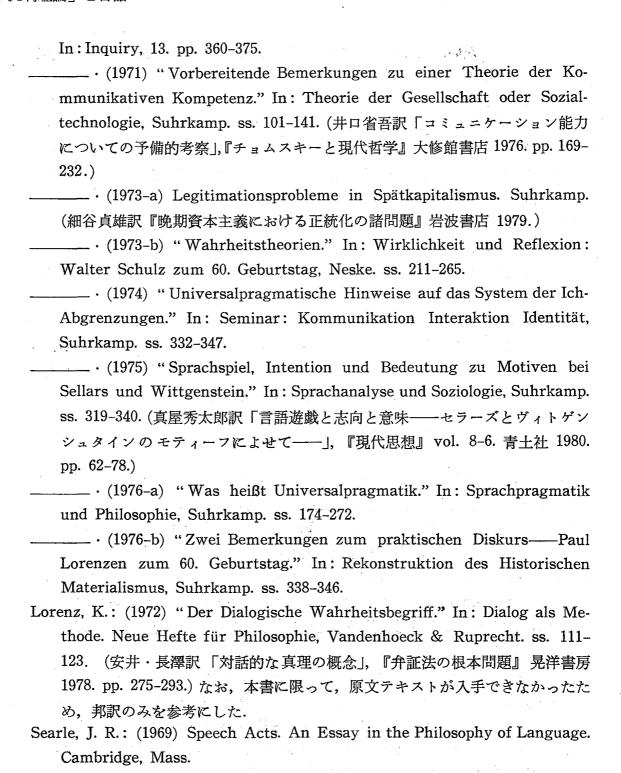
参考文献

- Austin, J. L.: (1968) How to do things with Words. (sec. Edit.) Oxford U.press. (坂本百大訳,『言語と行為』大修館書店 1978.)

 Habermas, J.: (1963-a) Theorie und Praxis. "Einleitung zur Neuausgabe." (1971.) Suhrkamp. (細谷貞雄訳『理論と実践』未来社 1975.)

 (1963-b) "Analytische Wissenschaftstheorie und Dialektik." In: Der Positivismusstreit in der deutschen Soziologie, Luchterhand ss. 155-191. (城塚・遠藤訳「分析的科学理論と弁証法」,『社会科学の論理』河出書房新社 1979. pp. 161-197.)

 (1965) "Erkenntnis und Interesse." In: Technik und Wissenschaft als 〉Idedogie〈, Suhrkamp. (1968) ss. 146-168. (長谷川宏訳「認識と利害」,『イデオロギーとしての技術と科学』紀伊國屋書店 1970. pp. 149-173.)
- _____. (1968) Erkenntnis und Interesse. "Nachwort." (1973) Suhrkamp. (奥山・八木・渡辺訳『認識と関心』未来社 1981.)
- . (1970-a) Zur Logik der Sozialwissenschaften. Suhrkamp.
 . (1970-b) "On Systematically Distorted Communication." In: Inquiry, 13. pp. 205-218.
- ----- (1970-c) "Towards a Theory of Communicative Competence."



附記: 拙稿に再三に渡って目を通し、助言を与えてくれた友人の厚意に感謝する.